

令和2年3月30日

各学校体育施設開放事業運営委員会  
委員長様

淀川区役所  
教育支援担当課長  
榎原幸一

新型コロナウイルス感染症予防にかかる  
学校体育施設開放事業の対応について（依頼）

平素は、学校体育施設開放事業の運営にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記事業にかかる今後の対応につきましては、令和2年3月24日付通知「新型コロナウイルス感染症予防にかかる学校体育施設開放事業の対応について（依頼）」にてお知らせしているところですが、新型コロナウイルスの感染状況は日々拡大し、知事等より外出自粛等を求められている状況です。

つきましては、淀川区役所から特段の通知がなくとも、国や大阪府知事・大阪市長より下記のような通知や要請があった場合、学校体育施設開放事業の実施を中止または延期してください。

記

- ・ 大阪市内において、学校が休校となった場合や不要不急の外出の自粛要請がなされた場合、該当期間中は学校体育施設開放事業の実施を中止または延期してください。
- ・ 速やかに対応できるよう、日ごろよりニュース等を確認しておいてください。
- ・ 事業を実施する場合、令和2年3月24日付通知を参考に、感染症予防を徹底してください。少しでも不安要素がある場合は、実施を控えてください。
- ・ 何か不明な点等がある場合は、区役所にご相談ください。

担当  
大阪市淀川区役所 市民協働課 （澤田・上田）  
〒532-8501 大阪市淀川区十三東2-3-3  
電話：06-6308-9415 FAX：06-6885-0535